

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月25日
【発行者名】	日本アジア・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 岡田 博
【本店の所在の場所】	東京都中央区新富一丁目14番1号 セントラルイーストビル8階
【事務連絡者氏名】	久保田 智之
【電話番号】	03-5542-7000
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ディープリサーチ・チャイナ・ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額 上限1,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

- ・ディープリサーチ・チャイナ・ファンド（以下「ファンド」といいます。）
- ・愛称として「翡翠探訪」という名称を用いることがあります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.15%^{*}（税抜3%）が上限となっております。

^{*}消費税率が8%になった場合は、3.24%となります。

(6) 【申込単位】

販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

平成25年11月26日から平成26年11月25日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<日本アジア・アセット・マネジメント株式会社 お客様デスク>

電話 番号：03 - 5542 - 7150

受 付 時 間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.ja-am.jp/>

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ		
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり ()		
	年2回	日本				
	年4回	北米				
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州				
	年12回 (毎月)	アジア				
		オセアニア				
	日々	中南米				
不動産投信	その他 ()	アフリカ			ファンド・オブ・ファンズ	なし
		中近東 (中東)				
その他資産 (投資信託証券)		エマージング				
資産複合 ()						
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型						

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」欄は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

< 商品分類の定義 >

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2) 追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合.....目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド).....「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型.....目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分の定義 >

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

- 一般.....次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- 大型株.....目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- 中小型株.....目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

- 一般.....次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- 公債.....目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- 社債.....目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- 格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信.....これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産.....組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合.....以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- 年1回.....目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年2回.....目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年4回.....目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年6回(隔月).....目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- 日々.....目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- その他.....上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- グローバル.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- 日本.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 北米.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 欧州.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- アジア.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- オセアニア.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 中南米.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- アフリカ.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ファミリーファンド.....目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型.....目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(平成22年7月1日現在)

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でもご覧頂けます。

ファンドの特色

1 外国籍投資信託の受益証券を主たる投資対象とし、実質的に大中華経済圏の株式※に分散投資します。

※「大中華経済圏の株式」とは、大中華経済圏（中国、香港、台湾、シンガポール等）の株式市場において公開されている株式であり、かつ、大中華経済圏において大半の資産を保有するか、大半の収益を得ているか、または事業を行っている企業の株式のことをいいます。

2 外国籍投資信託の運用は、徹底した現地調査に基づき、市場が注目する前に割安な銘柄を発掘し投資する運用を得意とするバリュー・パートナーズ・グループのバリュー・パートナーズ・ホンコン・リミテッド (Value Partners Hong Kong Limited) が行います。**3 以下の投資信託証券を主要投資対象とします。**

投資信託証券の名称	基本資産配分比率
アイルランド籍会社型外国投資信託 [Value Partners Ireland Fund Plc -Value Partners Classic Equity Fund] (米ドル建て)	90%以上
ユナイテッド日本債券ベビーファンド (適格機関投資家向け)	10%未満

・基本資産配分比率は将来的に変わる可能性があります。
・上記の投資信託証券の概要については、後述の「投資対象とする投資信託証券の概要」をご参照ください。

4 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

バリュー・パートナーズについて

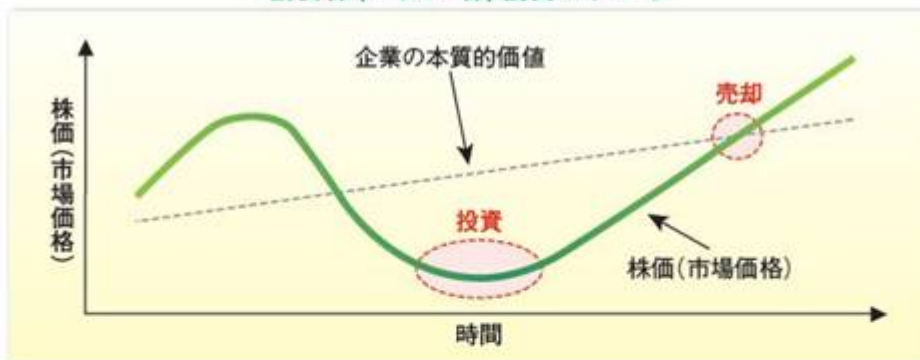
バリュー・パートナーズ・グループは、企業の財務諸表の分析によるだけでなく、実際に企業を訪問し、その工場、生産ライン、製品、販売先等の実地調査を徹底的に行うことにより、「優良でありながら、市場に認知されておらず、割安に放置されている企業」を発掘します。企業訪問は、自社アナリストにより行われ、その企業数は年間約2,500社におよびます。

投資哲学

銘柄ではなくビジネスへの投資(4つの原則)

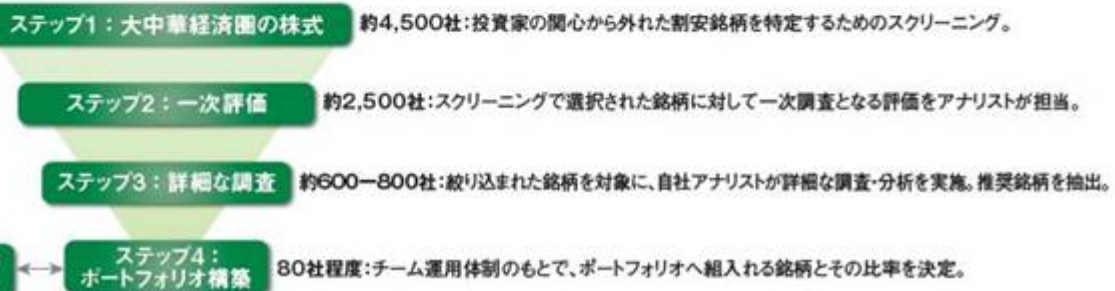
- | | |
|--|--|
| <p>①アンダーバリューを買い、フェアバリューで売る</p> <p>投資対象…よく調査されていない、知られていない、好まれていない銘柄群</p> <p>売却対象…アナリストにより調査されはじめた銘柄群</p> | <p>②本質的価値に焦点をあてる</p> <p>・調査チームは、独自の企業の本質的価値の算出方式（財務予測・経営能力等を考慮し計算）を確立</p> |
| <p>③徹底的なリサーチ</p> <p>・3つの「R」の探求
適正な事業で(the Right business)
適正な経営者による企業へ(run by the Right people)
適正な価格での投資(selling at the Right price)</p> | <p>④リスクの低減と逆張り</p> <p>(a) 市場の流行に追随せず、高いセーフティ・マージンの確保により、リスクの最小化を目指します。</p> <p>(b) コントラリアン(逆張り)により、市場の流れに逆らって、自己の信念を貫きます。</p> |

割安株(バリュー株)投資のイメージ



投資プロセス

徹底的なリサーチに基づくボトムアップ・アプローチ



■ 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券および短期金融商品以外には投資を行いません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

■ 分配方針

年2回(毎年2月25日および8月25日(休業日の場合は翌営業日))に決算を行い、以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益について、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

信託金限度額

- ・1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成18年10月31日

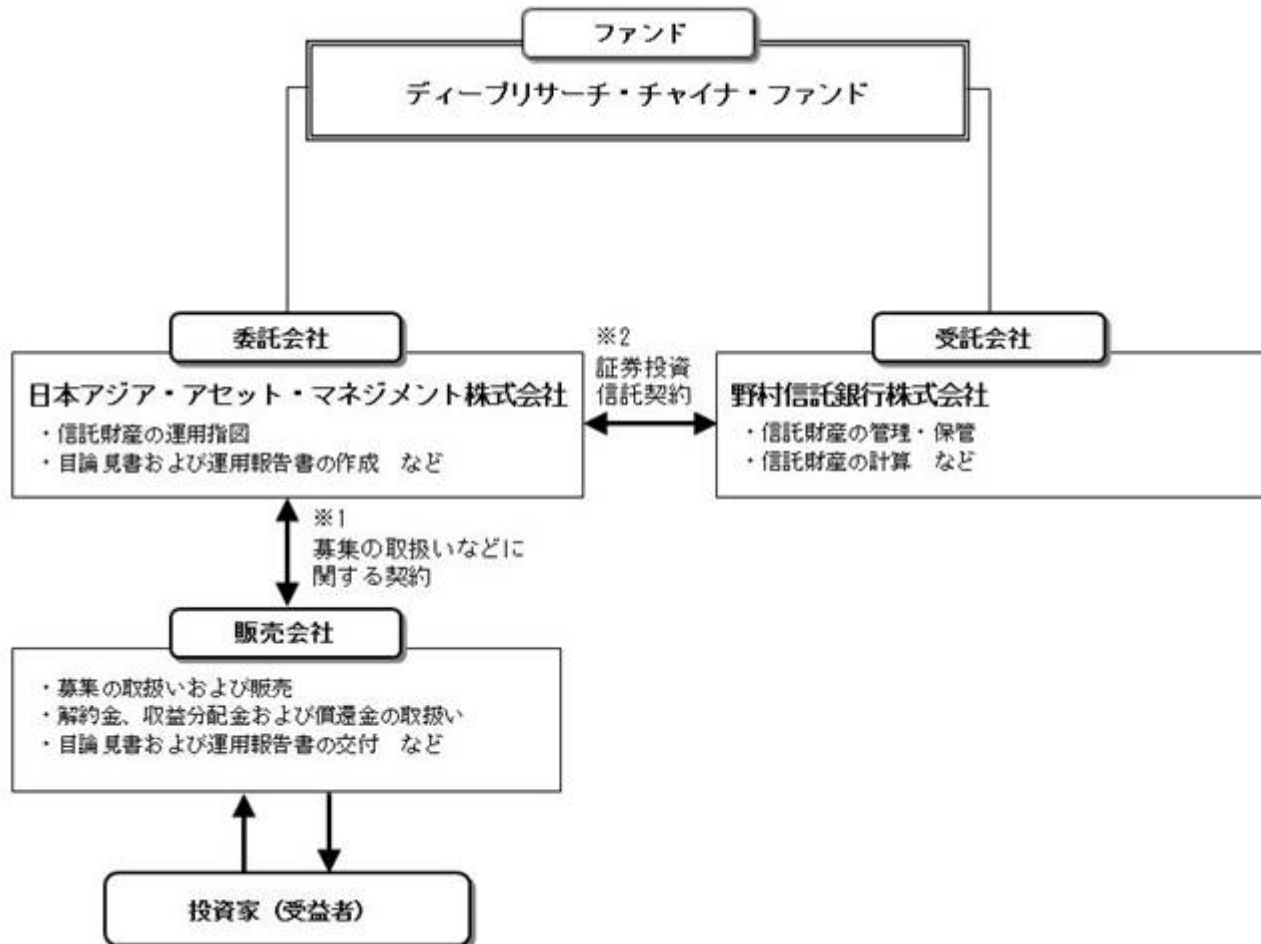
- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

平成24年9月26日

- ・主要投資対象の変更

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、ファンドの信託財産を主に他のファンドに投資する仕組みで、一般社団法人投資信託協会の定める商品分類において、「主として投資信託証券に投資するもの」をいいます。



※組入比率は将来的に変わる可能性があります。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

委託会社の概況（平成25年8月末現在）

- 1) 資本金
13億500万円
- 2) 沿革
 - 平成11年9月17日： 米ユナイテッド・アセット・マネジメント・コーポレーションの子会社としてユナイテッド投信株式会社を設立
 - 平成11年10月26日： 証券投資信託委託業の認可取得
 - 平成12年10月6日： オールド・ミューチュアル（U.S.）ホールディングス・インクの傘下となる。
 - 平成16年1月20日： 投資顧問会社として登録
 - 平成17年3月30日： 日本アジアホールディングス株式会社の傘下となる。
 - 平成17年10月31日： 投資一任業務にかかる認可を取得、ユーエイエム ジャパン インクから営業を譲り受けるとともに、会社名をユナイテッド投信投資顧問株式会社に変更
 - 平成19年9月30日： 金融商品取引業者として登録
 - 平成25年7月13日： 会社名をユナイテッド投信投資顧問株式会社から日本アジア・アセット・マネジメント株式会社に変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
日本アジアホールディングス株式会社	東京都千代田区六番町2番地	5,200株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ファンド・オブ・ファンズの形態で運用を行いません。

「Value Partners Ireland Fund Plc -Value Partners Classic Equity Fund」（米ドル建て）および「ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）」の投資信託証券を主要投資対象とし、各ファンドに対する投資比率は概ね以下の通りとします。

1. 「Value Partners Ireland Fund Plc -Value Partners Classic Equity Fund」（米ドル建て）.....90%以上

主に大中華経済圏の株式に分散投資を行ない、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的としたアイルランド籍会社型外国籍投資信託

2. ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）.....10%未満

「ユナイテッド日本債券マザーファンド」を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目的とするわが国の投資信託証券

ただし、この比率は将来的に変わる可能性があります。

市場動向、資金動向等に急激な変化が生じたとき、この投資信託の残存信託期間、残存元本等が運用に支障をきたす水準となったとき、ならびに投資対象とする投資信託証券が償還となる場合等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資信託証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託または外国投資信託の受益証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等および委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	「Value Partners Ireland Fund Plc -Value Partners Classic Equity Fund」
ファンド形態・通貨表示	アイルランド籍会社型外国投資信託／米ドル建て
投資方針・特色	①大中華経済圏の株式にバリュー投資手法を用いて分散投資を行い、信託財産の中長期的な運用を行います。 ②大中華経済圏（香港、中国、台湾、シンガポール等）の株式市場において上場されている株式で、かつ、大中華経済圏において大半の資産を有するか、大半の収益を得ているか、または事業を行っている企業の株式を主要投資対象とします。 ③運用は、徹底した現地調査に基づき、市場が注目する前に割安な銘柄を発掘し投資する運用を得意とするバリュー・パートナーズ・ホンコン・リミテッド（Value Partners Hong Kong Limited）が行います。
信託報酬等（年率）	年 1.33%
その他手数料等	・有価証券の売買の伴う売買委託手数料、監査費用およびその他信託事務の処理に要する諸費用がかかります。 ・毎年の運用実績のハイ・ウォーター・マーク超過分に対して 15%の実績報酬がかかります。
投資顧問会社	Value Partners Hong Kong Limited
管理事務代行会社	Citibank Europe plc (Dublin)
保管受託会社	Citibank International Plc, Ireland Branch
監査法人	PricewaterhouseCoopers (Dublin)

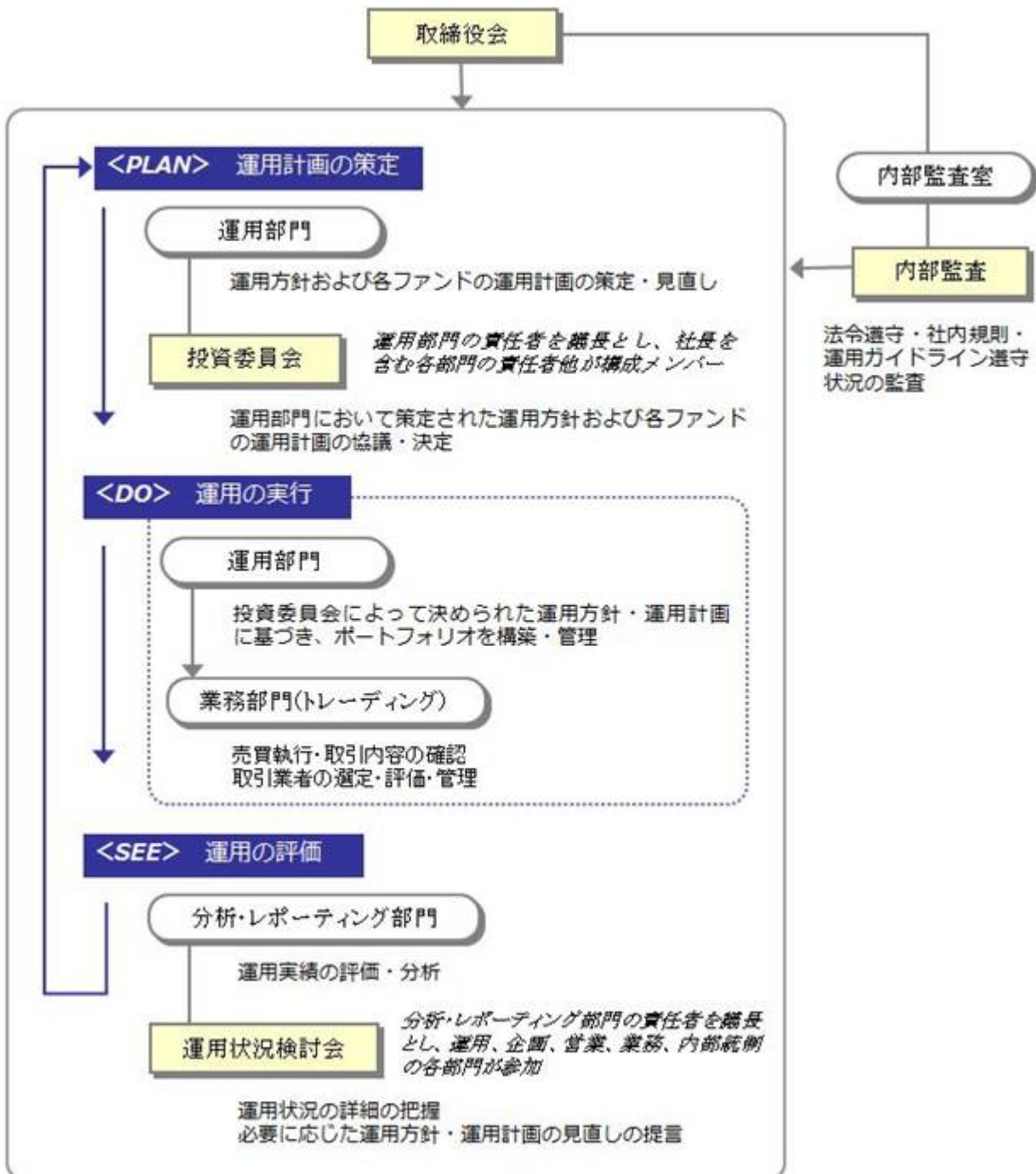
ファンド名	ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）
主要投資対象	ユナイテッド日本債券マザーファンド
投資方針・特色	①信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行います。 ②マザーファンドへの投資を通じて、主として、わが国の債券に投資します。 ③主としてマザーファンドを通じて、わが国の発行する債券を中心に投資を行い、NOMURA-BPI 総合指数を上回る運用成果を目指します。 ④わが国のファンダメンタルズ、金利動向などの分析・評価に基づき、デュレーションをアクティブに変更し、収益の獲得を目指します。 ⑤AA 格以上の格付けを有する債券を中心に投資適格債券に投資し、信用リスクの低減を図ります。 ⑥市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
信託報酬	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.21%*（税抜年 0.20%）の率を乗じて得た額とします。 *消費税率が 8%になった場合は、0.216%となります。
委託会社	日本アジア・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

上記は、今後、内容が変更される場合があります。

（3）【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。

- ・運用組織、内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織



委員会名または部署名	役割
投資委員会 (原則月1回開催)	当社または再委託先が行う運用および投資一任契約に基づく運用戦略について、運用計画の見直しの要否、運用の継続の可否および運用上必要な措置等を決定するとともに、資産運用リスク管理上必要な事項等の決定を行います。
運用状況検討会 (原則月1回開催)	当社または再委託先が行う運用が信託約款に準拠して行われるとともに、投資判断の妥当性が確保され、合理的な運用成果が得られているか等を検証し、運用計画の見直しの要否、運用の継続の可否および運用上必要な措置について投資委員会に報告または勧告を行います。
運用部門 (4名程度)	投資委員会で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書に基づいて、運用の指図を行います。

分析・レポート部門 （3名程度）	全てのファンドについて、運用実績の評価・分析・情報開示（レポート）を行います。
内部統制部門 （2名程度）	運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の検証ならびに検証に基づく指導を各部門に行います。
業務部門 （トレーディング） （2名程度）	有価証券、デリバティブ取引に係る権利等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、売買の結果について最良執行の観点からの検証・分析ならびに業者選定を行います。

・社内規程

委託会社では、社内規程でファンドの運用に当たって遵守すべき事項等を定めているほか、ポートフォリオの設定・管理と発注に関する規則、利益相反管理規程等の規則・規程を定め、法令遵守の徹底ならびにインサイダー取引および利益相反取引の防止に努めています。また、資産運用リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用部門から独立した部署が、運用の指図および運用状況について、運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を行っています。

なお、当社が第三者へ運用の指図権限を委託する場合には、「投資運用業に係る業務の第三者への委託等に関する規則」に従い、事前チェックおよび定期モニタリング等を実施しています。

・ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

ファンドの受託会社（信託銀行（再信託受託会社を含みます。））については、受託会社が特定の信託銀行に偏ることを避け、信託銀行間の競争を通じた適切な受託サービス水準の確保と適切な受託者報酬水準の維持に努めております。

また、受託会社に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。発注先業者については、受益者および顧客の利益を最優先としたトレーディング業務を遂行するため、定められた事項（信用リスク、取引執行能力、事務取扱能力、手数料率および情報提供力）に基づき評価した上で選定・採用しています。

また、原則として6ヶ月毎に、上記事項に基づき発注先業者を評価しています。

上記の運用体制は、平成25年8月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（4）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

収益分配金の支払い

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（5）【投資制限】

約款に定める投資制限

1) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

2) 投資信託証券および短期金融商品以外には投資を行いません。

3) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

4) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

5) 資金の借入れ

1) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場

合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日、解約代金入金日もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また、投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行などの登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

< 基準価額の主な変動要因 >

当ファンドは、投資信託証券への投資等を通じて、株式や債券などの値動きのある有価証券等に実質的に投資しますので、当ファンドの基準価額は変動します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドおよび当ファンドが投資する投資信託証券の基準価額の変動要因の主なものは、以下の通りです。

価格変動リスク

当ファンドが投資する投資信託証券は株式、債券など値動きのある有価証券を組入れておりますので当ファンドの基準価額は、当該投資信託証券が組入れる株式、債券等の価格変動の影響を受けます。株式、債券等の価格は、国内外の政治、経済、社会情勢、株式等の発行企業の経営状況等の変化により、下落することがあります。

金利変動リスク

債券を組入れますので、金利変動の影響を受けます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している債券の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する債券の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、残存期間の長い債券の方が短い債券より金利の変化率が高い傾向にあります。なお、当ファンドが投資対象とする債券のうち、信用度の低い低格付けの債券の価格は、一般的に金利変動より発行体の財務内容や信用状況の影響をより大きく受ける傾向があります。

為替変動リスク

投資信託証券を通じて外貨建資産に投資しておりますので、為替相場の変動の影響を受けます。為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

流動性リスク

組入る有価証券を売却あるいは取得しようとする際に、市場規模や市場動向によっては、組入る有価証券が当初期待される価格で売却できずに、基準価額が下落することがあります。特に、当ファンドが投資する外国籍投資信託証券の投資対象市場には新興市場が含まれています。かかる新興市場の市場規模や取引量は成熟市場に比べて低い水準にあり、流動性の低さから投資有価証券については基準価額の変動性が大きくなることがあります。また、市場の流動性の低さは投資有価証券の処分価格または処分の容易性に悪影響を及ぼすことがあります。

信用リスク

有価証券の発行体において、経営不振、その他の理由により債務不履行が発生した場合、またはそうした事態が予測される場合等には、当該発行体が発行する有価証券の価格は大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

カントリーリスク

外貨建資産に投資する場合、その国の政治、経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。特に、当ファンドが投資する外国籍投資信託証券の投資対象市場には新興市場が含まれています。新興市場では、法制・司法・当局による規制等が未だ整備途上の場合があり、当ファンドが投資する外国籍投資信託証券の投資・管理・運用に対する

法令の適用や裁判機関・監督官庁の対応も不透明である可能性があります。かかる不透明さが投資先の外国籍投資信託証券、ひいては当ファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。

解約による資金流出に伴うリスク

一部解約金の支払資金を手当てするために、ファンドの組入有価証券等を大量に売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模や市場動向によっては、当初期待される価格で売却できないことがあり、当該取引によりファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、ファンド・オブ・ファンズ方式による運用は、ファンドが投資する投資信託証券の資金動向によって、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

（ご注意）以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

< その他の留意点 >

ファンド運営上のリスク

（A）取得申込みの受付の中止・取消、解約の受付の中止

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得のお申込みの受け付けを中止することがあり、また、既に受け付けた取得のお申込みの受け付けを取消す場合があります。また、同様の理由により、ご解約のお申込みの受け付けを中止する場合があります。

（B）信託の途中終了

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のために有利と認める場合、もしくはその他やむを得ない事情等が発生したときは、信託期間の途中でも信託を終了し繰上償還させる場合があります。

（C）外国籍投資信託証券

当ファンドが投資対象とする外国籍投資信託証券は、海外の運用会社が運用をしております。当該運用会社の業務または財産の状況の変化、運用担当者の交代、その他の理由により、運用に支障が出る場合があります。

販売会社、受託会社等関係法人に関する留意点

（A）販売会社

委託会社と販売会社は、ファンドの受益権の募集等について契約を締結しており、受益者の購入資金は、販売会社を通じて、ファンドに振り込まれますので、当該ファンドに着金するまでは、委託会社および受託会社において責任を負いません。また、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いについても、販売会社へ支払った後の受益者への支払いについては、委託会社および受託会社は責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お申込み代金の預かり等を含みます。）について、それぞれの責任を負い、互いに他についての責任を負いません。

（B）受託会社

委託会社と受託会社は、ファンドの信託契約を締結しており、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いは、委託会社の指示により、ファンドから販売会社の指定口座に支払われます。ファンドから、販売会社の指定口座への支払いをした後は、受託会社は、当該収益分配金、一部解約金、償還金についての責任を負いません。

受託会社の格付けが低下した場合やその他信用力が低下した場合には、為替取引等の相手方の提供するクレジットラインが削減される可能性があります。その結果、当ファンドの運用に支障が出る可能性があります。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託を終了させます。

収益分配に係る留意点

ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて、委託会社が決定します。

委託会社の判断により、基準価額の水準、市場動向等、分配対象収益の水準によって分配を行わない場合があります。

（2）リスク管理体制

・資産運用リスク管理について：

市場リスク、信用リスク、取引先リスク、流動性リスク等を対象とします。

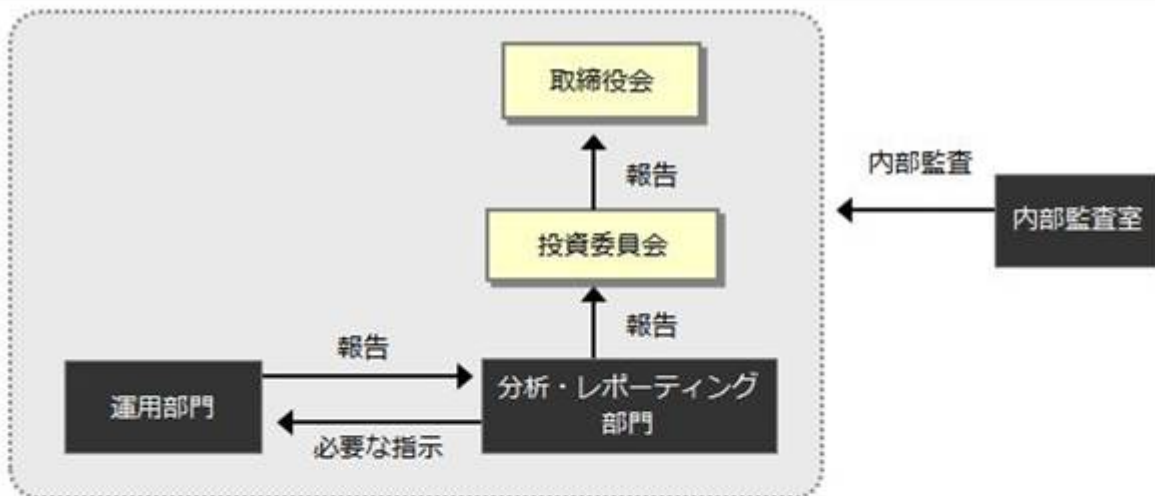
担当部門である運用部門が日々リスクの管理を行い、統括部門である分析・レポート部門に報告します。統括部門は、リスク分析・評価およびリスクへの対応状況を検証し、原則として月に一度開催される投資委員会にて内容を報告します。同委員会は、この報告に基づき必要な協議・決議を行います。また、想定外のリスクが顕在化した場合には、その都度速やかに対応します。

・その他のリスク管理について：

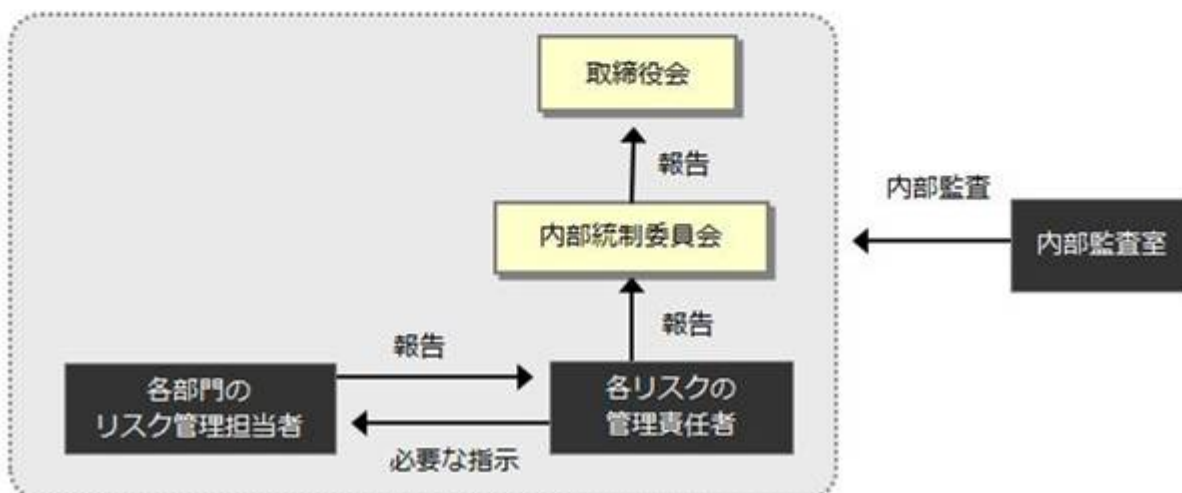
事務リスク、システムリスク、コンプライアンスリスクを対象とします。

各部門のリスク管理担当者がリスクの管理を行い、各リスク毎のリスク管理責任者である部門の責任者へ定期的に内容を報告します。リスク管理責任者は、原則として月に一度開催される内部統制委員会にて報告します。同委員会は、この報告に基づき必要な協議・決議を行います。また、想定外のリスクが顕在化した場合には、その都度速やかに対応します。

資産運用リスクの管理



その他のリスクの管理



上記体制は平成25年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.15%^{*}（税抜3%）が上限となっております。
- ・消費税率が8%になった場合は、3.24%となります。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料
ありません。
信託財産留保額
ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	1.2915% ^{*1} （税抜1.23%）
投資対象とする投資信託証券	1.218% ^{*2} （税抜1.217%）程度
実質的負担	2.5095% ^{*3} （税抜2.447%）程度

*1 消費税率が8%になった場合は、1.3284%となります。

*2 消費税率が8%になった場合は、1.2186%となります。

*3 消費税率が8%になった場合は、2.547%となります。

・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.2915%^{*1}（税抜1.23%）の率を乗じて得た額とします。

・当ファンドが負担する実質的な信託報酬率（概算）は、年2.5095%^{*3}（税抜2.447%）±0.2%です。

・投資信託証券の報酬率は、ファンドが投資している投資信託証券の信託報酬率を、基本資産配分比率で加重平均して計算した概算値です。ただし、この値はあくまで目安であり、当ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況等によって±0.2%程度変動しますので、受益者が負担する実質的な信託報酬も変動します。なお、この実質的な信託報酬率は、投資信託証券の変更および見直し等により将来的に変動する場合があります。

・投資対象である「Value Partners Ireland Fund Plc -Value Partners Classic Equity Fund」においては、信託報酬のほか、1年毎の基準価額の high value update 分に対して15.0%の実績報酬がかかります。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - (2) 投資対象」 - 「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.23%	0.58%	0.60%	0.05%

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

当ファンドの組入る有価証券の売買に係る売買委託手数料ならびに外国投資信託証券に係る保管費用等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担とし、当ファンドの計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末または信託終了のとき、当該消費税等相当額とともに信託財産中から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。以下「諸経費」といいます。）および諸経費にかかる消費税等相当額ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は信託財産中から支払われます。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。

投資する投資信託証券において上記 から の費用と同様の費用がかかり、当該費用は、投資する投資信託証券の信託財産中から支払われます。

上記その他の手数料等は、運用の状況等により異なるため、料率、上限率等をあらかじめ表示することができません。

受益者が負担する手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。

上記手数料等については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。平成26年1月1日以降、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。
- ・なお、上記の10.147%の税率は、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となる予定です。

2) 解約金および償還金に対する課税

- ・解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

^{*} 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

- ・なお、上記の10.147%の税率は、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となる予定です。

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）および普通分配金（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、7.147%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。
- ・なお、上記の7.147%の税率は、平成26年1月1日以降は15.315%（所得税のみ）の税率となる予定です。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

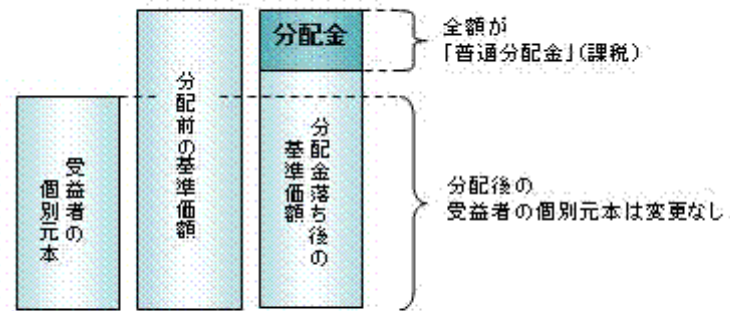
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

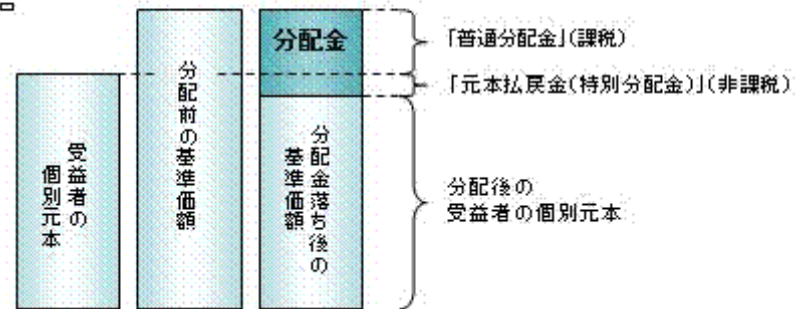
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
- ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2013年8月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	18,417,340	3.12
	アイルランド	552,227,265	93.68
	小計	570,644,605	96.81
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	-	18,822,377	3.19
合計(純資産総額)		589,466,982	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アイルランド	投資信託 受益証券	Value Partners Classic Equity Fund	514,605.68	1,079.9928	555,770,428	1,073.1076	552,227,265	93.68
日本	投資信託 受益証券	ユナイテッド日本債券ベビーファンド (適格機関投資家向け)	16,802,610	1.0919	18,346,769	1.0961	18,417,340	3.12

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	96.81
合計	96.81

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】
【純資産の推移】

期別		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末	2007年 2月26日	10,685	10,685	1.2231	1.2231
第2計算期間末	2007年 8月27日	7,756	7,756	1.4320	1.4320
第3計算期間末	2008年 2月25日	4,575	4,575	1.3591	1.3591
第4計算期間末	2008年 8月25日	2,141	2,141	1.0663	1.0663
第5計算期間末	2009年 2月25日	1,600	1,600	0.7277	0.7277
第6計算期間末	2009年 8月25日	2,189	2,189	1.1739	1.1739
第7計算期間末	2010年 2月25日	1,777	2,043	1.1000	1.2645
第8計算期間末	2010年 8月25日	1,457	1,512	1.0541	1.0941
第9計算期間末	2011年 2月25日	1,209	1,314	1.0353	1.1253
第10計算期間末	2011年 8月25日	1,003	1,003	0.8837	0.8837
第11計算期間末	2012年 2月27日	977	977	0.9366	0.9366
第12計算期間末	2012年 8月27日	663	663	0.7691	0.7691
第13計算期間末	2013年 2月25日	712	747	1.0080	1.0580
第14計算期間末	2013年 8月26日	596	596	0.9886	0.9886
	2012年 8月末日	634	-	0.7703	-
	9月末日	626	-	0.7802	-
	10月末日	633	-	0.8159	-
	11月末日	640	-	0.8510	-
	12月末日	680	-	0.9304	-

2013年 1月末日	758	-	1.0572	-
2月末日	696	-	0.9820	-
3月末日	696	-	0.9929	-
4月末日	684	-	1.0247	-
5月末日	694	-	1.0756	-
6月末日	609	-	0.9591	-
7月末日	609	-	0.9831	-
8月末日	589	-	0.9791	-

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2006年10月31日～2007年2月26日	0
第2期	2007年2月27日～2007年8月27日	0
第3期	2007年8月28日～2008年2月25日	0
第4期	2008年2月26日～2008年8月25日	0
第5期	2008年8月26日～2009年2月25日	0
第6期	2009年2月26日～2009年8月25日	0
第7期	2009年8月26日～2010年2月25日	0.1645
第8期	2010年2月26日～2010年8月25日	0.0400
第9期	2010年8月26日～2011年2月25日	0.0900
第10期	2011年2月26日～2011年8月25日	0
第11期	2011年8月26日～2012年2月27日	0
第12期	2012年2月28日～2012年8月27日	0
第13期	2012年8月28日～2013年2月25日	0.0500
第14期	2013年2月26日～2013年8月26日	0

【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第1期	2006年10月31日～2007年2月26日	22.31
第2期	2007年2月27日～2007年8月27日	17.08
第3期	2007年8月28日～2008年2月25日	5.09
第4期	2008年2月26日～2008年8月25日	21.54
第5期	2008年8月26日～2009年2月25日	31.75
第6期	2009年2月26日～2009年8月25日	61.32
第7期	2009年8月26日～2010年2月25日	7.72
第8期	2010年2月26日～2010年8月25日	0.54
第9期	2010年8月26日～2011年2月25日	6.75
第10期	2011年2月26日～2011年8月25日	14.64
第11期	2011年8月26日～2012年2月27日	5.99
第12期	2012年2月28日～2012年8月27日	17.88
第13期	2012年8月28日～2013年2月25日	37.56
第14期	2013年2月26日～2013年8月26日	1.92

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
---	----	---------	---------

第1期	2006年10月31日～2007年2月26日	9,846,944,591	1,110,270,000
第2期	2007年2月27日～2007年8月27日	916,449,946	4,236,902,249
第3期	2007年8月28日～2008年2月25日	341,265,687	2,390,912,230
第4期	2008年2月26日～2008年8月25日	37,874,437	1,396,518,212
第5期	2008年8月26日～2009年2月25日	461,293,360	270,129,709
第6期	2009年2月26日～2009年8月25日	263,053,783	596,878,839
第7期	2009年8月26日～2010年2月25日	252,690,774	502,059,354
第8期	2010年2月26日～2010年8月25日	123,942,659	357,483,161
第9期	2010年8月26日～2011年2月25日	110,112,850	324,368,465
第10期	2011年2月26日～2011年8月25日	123,577,685	155,733,119
第11期	2011年8月26日～2012年2月27日	55,387,065	148,178,779
第12期	2012年2月28日～2012年8月27日	11,139,718	190,991,559
第13期	2012年8月28日～2013年2月25日	5,157,434	161,712,748
第14期	2013年2月26日～2013年8月26日	7,856,597	111,224,791

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

参考情報

運用実績

データ基準日：2013年8月30日現在

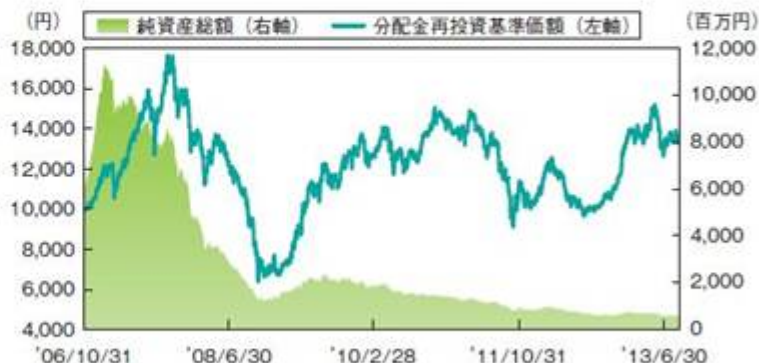
■ 基準価額・純資産の推移

基準価額	9,791 円
純資産総額	589 百万円

■ 分配の推移

決算期	分配金
第10期（平成23年8月25日）	0 円
第11期（平成24年2月27日）	0 円
第12期（平成24年8月27日）	0 円
第13期（平成25年2月25日）	500 円
第14期（平成25年8月26日）	0 円
設定来累計	3,445 円

*分配金は、1万口当たり、税引き前の金額です。



*分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものと仮定して算出しております。

■ 主要な資産の状況

ファンドの内訳	比率 (%)
Value Partners Ireland Fund Plc - Value Partners Classic Equity Fund	93.7
ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）	3.1
現金等	3.2
合計	100.0

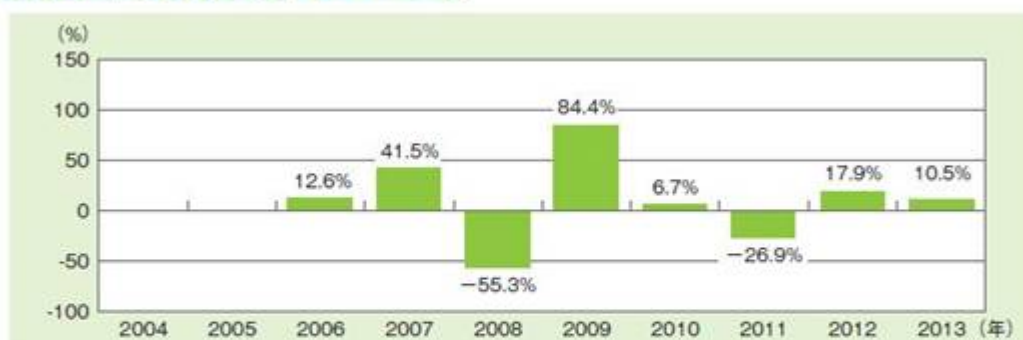
*ファンドの内訳は小数点第2位を四捨五入しているため合計が100%にならない場合があります。

各ファンドの組入れ上位10銘柄

Value Partners Ireland Fund Plc - Value Partners Classic Equity Fund			ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）	
銘柄	業種	比率 (%)	銘柄	比率 (%)
万科企業	不動産	6.7	第 96 回利付国債 (5 年) 2016 年 3 月償還	19.8
重慶長安汽車	自動車・自動車部品	6.1	第 14 回北九州市公募公債 (20 年) 2032 年 11 月償還	19.7
中国石油天然気	石油	4.1	第 320 回利付国債 (2 年) 2014 年 9 月償還	19.6
上海医薬集団	ヘルスケア機器・サービス	2.6	第 328 回利付国債 (10 年) 2023 年 3 月償還	19.4
中国工商銀行	銀行	2.4	第 56 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 2047 年 1 月償還	18.5
四環医薬	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.3	-	-
吉利汽車控股	自動車・自動車部品	2.3	-	-
国薬集団一致薬業	ヘルスケア機器・サービス	2.2	-	-
統一超商	食品・生活必需品小売り	2.2	-	-
創科実業	耐久消費財・アパレル	1.9	-	-

*Value Partners Classic Equity Fundの純資産総額に対する比率です。 *ユナイテッド日本債券マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

■ 年間収益率の推移（暦年ベース）



*当ファンドにはベンチマークはありません。ファンドの収益率は税引前分配金を再投資したものと仮定して算出しております。2006年は設定日（10月31日）から12月末までの収益率です。2013年は8月末までの収益率です。

※ファンドの過去の運用実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。

ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

香港もしくはダブリンの銀行の休業日

香港の取引所の休業日

(6) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(7) 申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

＜日本アジア・アセット・マネジメント株式会社 お客様デスク＞

電話番号：03 - 5542 - 7150

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.ja-am.jp/>

(8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(9) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

香港もしくはダブリンの銀行の休業日

香港の取引所の休業日

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限（1億口または1億円以上の解約は、正午まで）を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<日本アジア・アセット・マネジメント株式会社 お客様デスク>

電話番号：03-5542-7150

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.ja-am.jp/>

(6) 手取額

- 1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。
- 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
- 詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して8営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

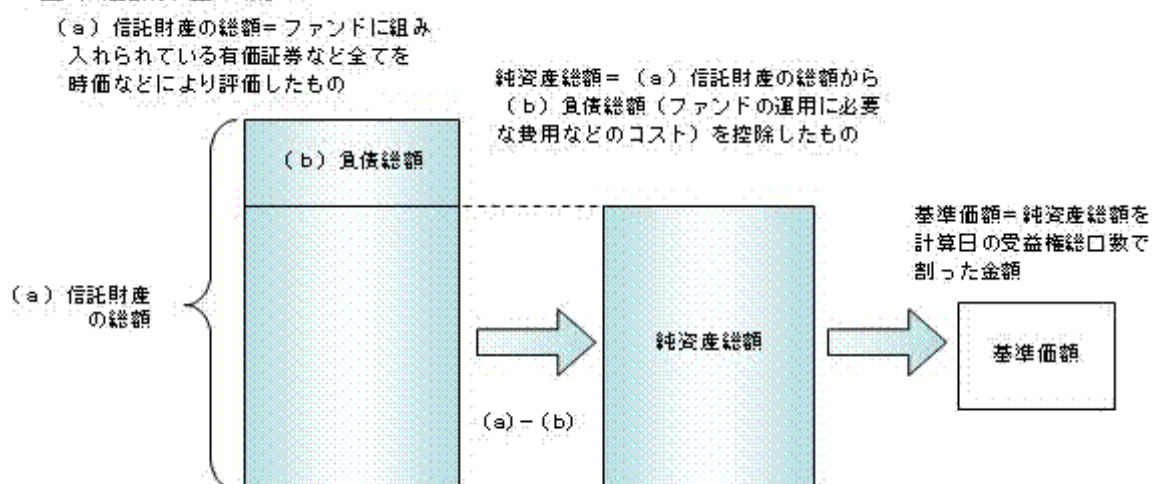
3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

<主な資産の評価方法>

投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<日本アジア・アセット・マネジメント株式会社 お客様デスク>

電話 番号：03 - 5542 - 7150

受 付 時 間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：http://www.ja-am.jp/

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（平成18年10月31日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年2月26日から8月25日までおよび8月26日から翌年2月25日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合

ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）

ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。

・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

信託約款の変更

1) 委託会社は、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べるすることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

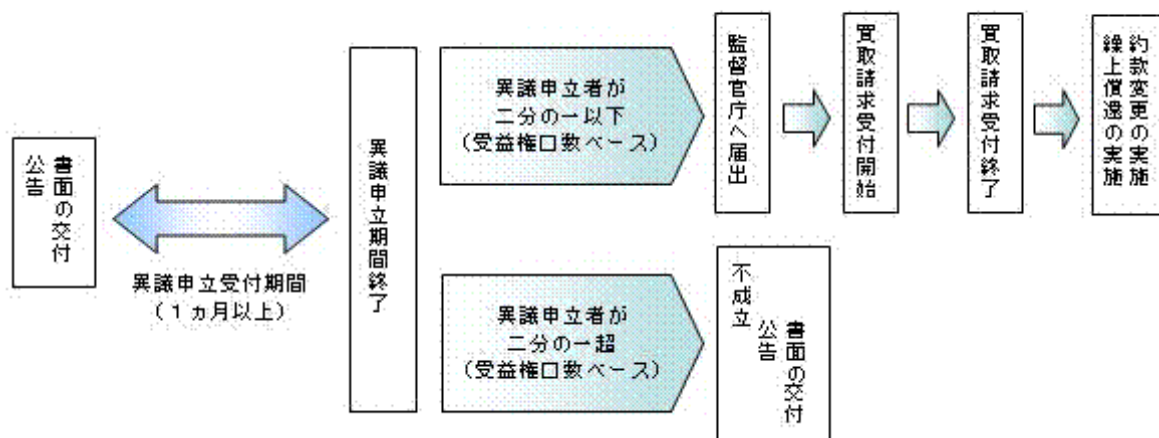
異議の申立て

1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。

2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は原則として知れている受益者に対して交付されます。

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前（または60日前）までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期計算期間（平成25年2月26日から平成25年8月26日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

ディープリサーチ・チャイナ・ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第13期 (平成25年 2月25日現在)	第14期 (平成25年 8月26日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	223,628	522,905
コール・ローン	67,314,321	27,518,351
投資信託受益証券	642,801,440	576,264,338
未収入金	46,269,459	-
未収利息	147	26
流動資産合計	756,608,995	604,305,620
資産合計	756,608,995	604,305,620
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	190,000	-
未払収益分配金	35,337,578	-
未払解約金	2,042,421	1,461,023
未払受託者報酬	175,659	174,280
未払委託者報酬	4,156,051	4,112,882
その他未払費用	2,287,666	2,040,835
流動負債合計	44,189,375	7,789,020
負債合計	44,189,375	7,789,020
純資産の部		
元本等		
元本	706,751,565	603,383,371
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	5,668,055	6,866,771
(分配準備積立金)	2,428	2,047
元本等合計	712,419,620	596,516,600
純資産合計	712,419,620	596,516,600
負債純資産合計	756,608,995	604,305,620

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第13期		第14期	
	自 平成24年 8月28日	至 平成25年 2月25日	自 平成25年 2月26日	至 平成25年 8月26日
営業収益				
受取利息		17,400		5,169
有価証券売買等損益		113,582,479		37,797,454
為替差損益		108,539,800		34,247,202
営業収益合計		222,139,679		3,545,083
営業費用				
受託者報酬		175,659		174,280
委託者報酬		4,156,051		4,112,882
その他費用		2,299,779		2,055,500
営業費用合計		6,631,489		6,342,662
営業利益又は営業損失（ ）		215,508,190		9,887,745
経常利益又は経常損失（ ）		215,508,190		9,887,745
当期純利益又は当期純損失（ ）		215,508,190		9,887,745
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		11,989,333		1,820,388
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		199,314,208		5,668,055
剰余金増加額又は欠損金減少額		37,316,604		66,205
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		37,316,604		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		66,205
剰余金減少額又は欠損金増加額		515,620		892,898
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		892,898
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		515,620		-
分配金		35,337,578		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		5,668,055		6,866,771

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第14期	
	自 平成25年 2月26日 至 平成25年 8月26日	
1. 有価証券の評価基準および評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. デリバティブの評価基準および評価方法	為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2)計算期間末日の取扱い 平成25年8月25日が休日のため、当計算期間末日を平成25年8月26日としております。このため、当計算期間は182日となっております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第13期	第14期
	(平成25年 2月25日現在)	(平成25年 8月26日現在)
1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額		
期首元本額	863,306,879円	706,751,565円
期中追加設定元本額	5,157,434円	7,856,597円
期中一部解約元本額	161,712,748円	111,224,791円
2. 元本の欠損		貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は6,866,771円であります。
3. 計算期間末日における受益権の総数	706,751,565口	603,383,371口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第13期	第14期
	自 平成24年 8月28日 至 平成25年 2月25日	自 平成25年 2月26日 至 平成25年 8月26日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	15,480円	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	23,695,886円	0円
収益調整金額	103,157,816円	80,891,652円
分配準備積立金額	3,220,416円	2,047円
当ファンドの分配対象収益額	130,089,598円	80,893,699円
当ファンドの期末残存口数	706,751,565口	603,383,371口
1万口当たり収益分配対象額	1,840.66円	1,340.66円
1万口当たり分配金額	500.00円	0円
収益分配金金額	35,337,578円	0円

(金融商品に関する注記)

項目	第13期 自 平成24年 8月28日 至 平成25年 2月25日	第14期 自 平成25年 2月26日 至 平成25年 8月26日
1. 金融商品の状況に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 ・金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（有価証券関係に関する注記）」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、有価証券の為替変動リスクの低減を目的として、為替予約取引を行っております。 ・金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においてはリスク管理に関する委員会を設け、信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニタリングを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への管理を行っております。 ・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融商品に対する取組方針 同左 ・金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 同左 ・金融商品に係るリスク管理体制 同左 ・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左
2. 金融商品の時価等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左

	<p>・時価の算定方法 投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 派生商品評価勘定 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>・時価の算定方法 投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>
--	--	---

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第13期 自 平成24年 8月28日 至 平成25年 2月25日	第14期 自 平成25年 2月26日 至 平成25年 8月26日
	損益に含まれた評価差額（円）	
投資信託受益証券	89,057,349	34,516,382
合計	89,057,349	34,516,382

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

区分	種類	第13期 (平成25年 2月25日現在)				第14期 (平成25年 8月26日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	売建 米ドル	18,624,000		18,814,000	190,000	-	-	-	-
	合計	18,624,000		18,814,000	190,000	-	-	-	-

(注)1.時価の算定方法

(1) 為替予約取引

計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

イ) 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

ロ) 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

項目	第13期	第14期
	（平成25年 2月25日現在）	（平成25年 8月26日現在）
1口当たり純資産の額 （1万口当たり）	1.0080円 （10,080円）	0.9886円 （9,886円）

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	ユナイテッド日本債券ベビーファンド （適格機関投資家向け）	16,802,610	18,346,769	
		小計	16,802,610	18,346,769	
	米ドル	Value Partners Classic Equity Fund	514,605.68	5,650,370.36	
		小計	514,605.68	5,650,370.36	
合計				(557,917,569)	
				576,264,338	
				(557,917,569)	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

（注1）通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しています。

（注2）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は邦貨換算額であります。

（注3）合計欄は邦貨額で表示しており、（ ）内は外貨建有価証券の邦貨換算額を内書しています。

（注4）外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券 1銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2013年8月30日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	591,111,598 円
負債総額	1,644,616 円
純資産総額（ - ）	589,466,982 円
発行済口数	602,060,069 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9791 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・ 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・ 前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・ 前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

平成25年8月末現在の委託会社の資本金の額：	1,305,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	6,400株
発行済株式総数：	5,200株
最近5年間における資本金の額の増減：	平成21年11月30日に125,000,000円の増資 平成25年3月18日に150,000,000円の増資

(2) 委託会社等の機構

平成25年8月末現在、委託会社の機構は次の通りとなっております。

・取締役会

当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。3名以上7名以内の取締役で構成され、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。取締役会はその決議をもって、取締役社長を定めます。

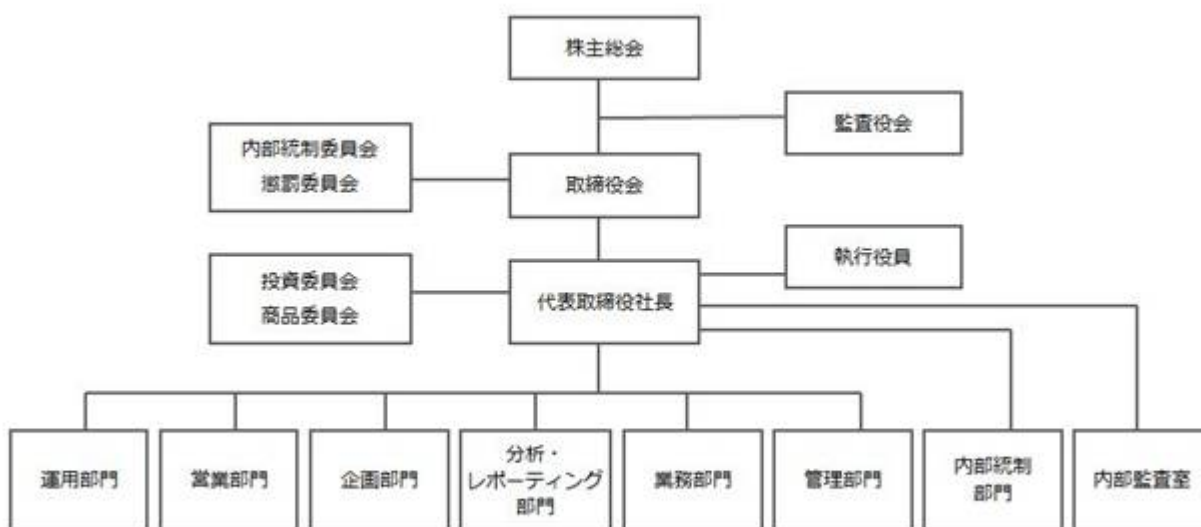
・監査役会

3名以上4名以内の監査役で構成され、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の最終の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

・各種委員会

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会の下部機構として内部統制委員会および懲罰委員会が、代表取締役社長の下部機構として投資委員会および商品委員会が、それぞれ設置されています。

組織図



(平成25年8月末現在)

投資運用の意思決定機構

- 投資委員会において、運用部門が策定した運用方針・運用計画に関する協議・決定を行います。また、運用状況検討会から提言があった場合には、運用方針・運用計画の見直し方策に関する協議・決定を行います。
投資委員会は、代表取締役社長、運用部門責任者、各ファンドマネージャーおよび投資判断者、分析・レポート部門の責任者、企画部門の責任者、内部統制部門責任者、で構成し、原則として月次で開催されます。
- 運用部門のファンドマネージャーは、投資委員会において決定された運用方針・運用計画に基づいて、資産配分・銘柄選択を決定し売買に関する指図をします。業務部門（トレーディング）は、これに基づき、売買の執行および取引内容の確認を行います。

3. 運用状況検討会において、分析・レポート部門による運用実績評価・パフォーマンス分析に基づき、運用状況の検証を行います。また、必要に応じ、運用方針・運用計画の見直しを投資委員会に提言します。

運用状況検討会は、分析・レポート部門、運用部門、企画部門、営業部門、業務部門、内部統制部門の各責任者で構成し、原則として月次で開催されます。

（平成25年8月末現在）

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資信託の運用および投資一任契約に基づく運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。
- ・平成25年8月末現在、委託会社が、運用する投資信託（総ファンド数42本、純資産総額38,978百万円。ただし、親投資信託は除きます。）は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	37	34,582
単位型株式投資信託	5	4,396
合計	42	38,978

純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるユナイテッド投信投資顧問株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、新日本有限責任監査法人が主催する研修会等に積極的に参加しており、また、会計基準等の情報交換も密に行っております。

財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	133,219	151,547
前払費用	10,251	8,190
未収入金	9	42,471
未収委託者報酬	90,344	42,284
未収収益	88,990	25,882
立替金	68,601	41,972
未収消費税等		1,421
流動資産合計	391,417	313,770
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	*1 6,195	*1 0
器具備品（純額）	*1 1,843	*1 0

有形固定資産合計	8,039	0
無形固定資産		
ソフトウェア	54,495	0
電話加入権	1,294	
無形固定資産合計	55,789	0
投資その他の資産		
投資有価証券		100,000
破産更生債権等	2,459	2,459
長期差入保証金	21,613	30,362
長期前払費用	542	155
貸倒引当金	2,459	2,459
投資その他の資産合計	22,156	130,518
固定資産合計	85,985	130,518
資産合計	477,403	444,288
負債の部		
流動負債		
預り金	31,664	15,208
未払金	13,886	77,204
未払手数料	23,630	17,625

未払費用	4,379	1,861
	47,490	10,036
未払委託調査費		
	3,165	2,390
未払法人税等		
	2,490	
未払消費税等		
	815	817
前受収益		
	5,318	
賞与引当金		
	132,841	125,144
流動負債合計		
固定負債		
	1,146	328
長期前受収益		
	1,146	328
固定負債合計		
	133,987	125,473
負債合計		

（単位：千円）

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,155,000	1,305,000
資本剰余金		
資本準備金	125,000	275,000
資本剰余金合計	125,000	275,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	936,584	1,261,184
利益剰余金合計	936,584	1,261,184
株主資本合計	343,415	318,815
純資産合計	343,415	318,815
負債・純資産合計	477,403	444,288

（ 2 ） 【 損益計算書 】

（ 単位：千円 ）

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	798,049	543,272
投資助言報酬	53,565	27,312
運用受託報酬	215,905	75,959
投資兼業報酬	3,190	1,836
営業収益合計	1,070,711	648,380
営業費用		
支払手数料	170,286	147,709
広告宣伝費	3,474	785
調査費	47,010	33,021
委託調査費	367,476	175,847
図書費	197	153
委託計算費	1,862	1,607
通信費	4,521	3,755

印刷費	3,781	4,473
諸会費	2,270	3,145
営業費用合計	600,882	370,497
一般管理費		
給料・手当	252,569	243,087
役員報酬	38,700	21,450
租税公課	4,220	4,928
不動産賃借料	34,130	35,416
退職給付費用	7,691	7,435
固定資産減価償却費	4,147	6,526
消耗器具備品費	4,236	2,982
機器賃借料	53,107	11,942
法律専門家報酬	2,061	8,595
新人採用費	4,121	5,126
諸経費	88,941	117,654
一般管理費合計	493,928	465,146
営業損失	24,100	187,264
営業外収益		
受取利息	247	0

*1

為替差益	*1	234	399
営業外収益合計		482	399
営業外費用			
支払利息		11	1,396
		*1	
株式交付費		115	
その他営業外費用	*2	107	55
営業外費用合計		234	1,451
経常損失		23,852	188,316
特別損失			
減損損失			61,537
		*3	
投資信託補正損失			73,796
		*4	
特別損失合計			135,333
税引前当期純損失		23,852	323,649
法人税、住民税及び事業税		950	950
当期純損失		24,802	324,599

（ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,155,000	1,155,000
当期変動額		
新株の発行	-	150,000
当期変動額合計	-	150,000
当期末残高	1,155,000	1,305,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	125,000	125,000
当期変動額		
新株の発行	-	150,000
当期変動額合計	-	150,000
当期末残高	125,000	275,000
資本剰余金合計		

当期首残高	125,000	125,000
当期変動額		
新株の発行	-	150,000
当期変動額合計	-	150,000
当期末残高	125,000	275,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	911,781	936,584
当期変動額		
当期純損失	24,802	324,599
当期変動額合計	24,802	324,599
当期末残高	936,584	1,261,184
利益剰余金合計		
当期首残高	911,781	936,584
当期変動額		
当期純損失	24,802	324,599
当期変動額合計	24,802	324,599
当期末残高	936,584	1,261,184
株主資本合計		

当期首残高	368,218	343,415
当期変動額		
新株の発行	-	300,000
当期純損失	24,802	324,599
当期変動額合計	24,802	24,599
当期末残高	343,415	318,815

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
純資産合計		
当期首残高	368,218	343,415
当期変動額		
新株の発行	-	300,000
当期純損失	24,802	324,599
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-
当期変動額合計	24,802	24,599
当期末残高	343,415	318,815

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法により評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
*1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 建物附属設備 15,427千円 器具備品 4,644千円	*1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 建物附属設備 16,002千円 器具備品 4,804千円

（損益計算書関係）

前事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）								
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。 受取利息 247千円	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。 支払利息 1,396千円								
*2 その他営業外費用 解約金 56千円 業務処理過誤により発生した費用 50千円	*3 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。 <table border="1" data-bbox="778 629 1484 907"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本社(東京都中央区)</td> <td>事業用資産</td> <td>建物附属設備、器具備品、電話加入権、ソフトウェア、長期差入保証金</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、投資運用業を行う単一の事業を行っており、全体を一つのキャッシュ・フロー生成単位としてグルーピングしております。</p> <p>当事業年度において、事業用資産の収益性が低下したこと等に伴い当該資産の帳簿価額を回収可能額まで減損し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上（61,537千円）しております。</p> <p>その内訳は、建物附属設備5,620千円、器具備品1,683千円、電話加入権1,294千円、ソフトウェア48,703千円、長期差入保証金4,234千円であります。</p> <p>なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことから備忘価額により評価しております。</p>			場所	用途	種類	本社(東京都中央区)	事業用資産	建物附属設備、器具備品、電話加入権、ソフトウェア、長期差入保証金
場所	用途	種類							
本社(東京都中央区)	事業用資産	建物附属設備、器具備品、電話加入権、ソフトウェア、長期差入保証金							
	*4 当社が運営するユーロ・ソーラー・ファンド1006およびベトナム不動産ファンドについて純資産評価額の再評価を行った結果、補正額を当社負担とすることとし、それぞれ59,200千円および14,595千円を特別損失として計上しております。								

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,600			4,600
合 計	4,600			4,600

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,600	600		5,200
合 計	4,600	600		5,200

（注1）当事業年度の株式の増加は、財務基盤強化のために600株の株主割当による増資を行ったものであります。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、現状、資金運用については短期的な預金等を中心に行っております。また、金融機関からの借入による資金調達は行っておりません。当社は、デリバティブ取引は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収収益は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、経理規程に従い、常に取引先毎の残高を把握し、管理に万全を期す体制をとっております。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
（1）現金及び預金	133,219	133,219	-
（2）未収委託者報酬	90,344	90,344	-
（3）未収収益	88,990	88,990	-
（4）立替金	68,601	68,601	-
（5）預り金	(31,664)	(31,664)	-
（6）未払委託調査費	(47,490)	(47,490)	-

（*）負債に計上されているものは、（ ）で示しています。

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

（1）現金及び預金・（2）未収委託者報酬・（3）未収収益、並びに（4）立替金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

（5）預り金、並びに（6）未払委託調査費

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内
現金及び預金	133,219
未収委託者報酬	90,344
未収収益	88,990
立替金	68,601
合計	381,155

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(＊)	時価(＊)	差額
(1) 現金及び預金	151,547	151,547	-
(2) 未収入金	42,471	42,471	-
(3) 未収委託者報酬	42,284	42,284	-
(4) 未収収益	25,882	25,882	-
(5) 立替金	41,972	41,972	-
(6) 未払金	(77,204)	(77,204)	-

(＊) 負債に計上されているものは、()で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金・(2) 未収入金・(3) 未収委託者報酬・(4) 未収収益、並びに(5) 立替金これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(6) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内
現金及び預金	151,547
未収入金	42,471
未収委託者報酬	42,284
未収収益	25,882
立替金	41,972
合計	304,158

(注3) 非上場株式(貸借対照表計上額100,000千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

(有価証券関係)

該当事項ありません。

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
確定拠出年金への掛金支払額	7,691	7,435
合計	7,691	7,435

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
繰延税金資産		
繰越欠損金	409,070	505,183
未確定債務	3,713	2,795
未払事業税	842	547
減価償却超過額	225	28
減損損失	-	21,931
賞与引当金	2,021	-
貸倒引当金	876	876
資産除去債務	408	440
繰延税金資産小計	417,157	531,803
評価性引当金	(417,157)	(531,803)
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債	-	-
繰延税金資産の純額	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上したため、記載しておりません。

（資産除去債務関係）

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当社は、本社オフィスの不動産賃貸契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

また、資産除去債務の総額の期中における増減は、上記算定金額以外ありません。

2. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

損益計算書で委託者報酬及び運用受託報酬等区分して記載しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

委託者報酬

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

投資助言報酬、運用受託報酬及び投資兼業報酬

（単位：千円）

日本	その他	合計
132,044	140,617	272,661

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎として、国または地域に分類しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

損益計算書で委託者報酬及び運用受託報酬等区分して記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

委託者報酬

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

投資助言報酬、運用受託報酬及び投資兼業報酬

(単位：千円)

日本	その他	合計
52,178	52,930	105,108

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎として、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の内 容	取引 金額	科目	期末 残高
親会社	日本アジアホールディングズ(株)	東京都千代田区	2,641 百万円	投資 事業	被所有 直接 100%	経営管理 役員の兼 任	資金の貸 付 貸付金利息の受取	130,000 千円 247 千円	関係会社短期 貸付金	-

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 親会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の内 容	取引 金額	科目	期末 残高
親会社	日本アジアホールディングズ(株)	東京都千代田区	99 百万円	投資 事業	被所有 直接 100%	経営管理 役員の兼 任	株主割当 による新 株発行	300,000 千円	-	-
親会社 等	日本アジアグループ(株)	東京都千代田区	3,800 百万円	投資 事業	被所有 間接 100%	経営管理 役員の兼 任	経営指導 料の支払 資金の借 入 借入金利息	31,240 千円 100,000 千円 1,396 千円	未払金 - -	2,982 千円 - -

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. 経営指導料については、対価として合理的な金額を算定のうえ決定しております。

2. 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の内 容	取引 金額	科目	期末 残高
同一の親会社を持つ会社	国際ランド&ディベロップメント(株)	東京都千代田区	100 百万円	不動産 開発・ 賃貸等	-	ファンド 運営	ベトナム 不動産 ファンド に係る補 正処理に 係る分担 金	42,471 千円	未収 入金	42,471 千円
同一の親会社を持つ会社	日本アジア証券(株)	東京都中央区	4,100 百万円	有価証 券等の 売買及 び売買 の仲介	-	投資有価 証券取得 役員の兼 任	投資有価 証券取得	100,000 千円	投資有 価証券	100,000 千円

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 投資一任業者としての当社及び投資アドバイザーとしての国際ランド&ディベロップメント株式会社のそれぞれの職責を勘案し、応分の負担額を決定しております。
2. 有価証券の取得価格は、独立した第三者による株価評価書を勘案して決定しており、支払条件は一括現金払いであります。

3. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

日本アジアグループ(株)(東京証券取引所に上場)

日本アジアホールディングズ(株)(非上場)

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
1株当たり純資産額	74,655円	61,310円
1株当たり当期純損失金額	5,391円	70,238円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
当期純損失	24,802千円	324,599千円
普通株式に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純損失	24,802千円	324,599千円
普通株式の期中平均株式数	4,600株	4,621株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成25年3月末現在)	事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成25年3月末現在)	事業の内容
藍澤証券株式会社	8,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
安藤証券株式会社	2,280百万円	
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	
株式会社 S B I 証券	47,937百万円	
おきなわ証券株式会社	628百万円	
立花証券株式会社	6,695百万円	
日本アジア証券株式会社	4,100百万円	
フィリップ証券株式会社	950百万円	
マネックス証券株式会社	7,425百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社西京銀行	12,690百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社東和銀行	38,653百万円	

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行いません。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行いません。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。
- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
ファンドの基本的性格など
委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など
委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
目論見書の使用開始日
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成25年10月18日

日本アジア・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三宅 孝典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 井尾 稔 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているディープリサーチ・チャイナ・ファンドの平成25年2月26日から平成25年8月26日までの第14期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ディープリサーチ・チャイナ・ファンドの平成25年8月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

日本アジア・アセット・マネジメント株式会社（旧会社名 ユナイテッド投信投資顧問株式会社）及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月11日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三宅 孝典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 井尾 稔 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。